

令和8年度岡山県介護生産性向上総合相談センター運営事業実施要領

1 事業の目的

本事業は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)による改正後の介護保険法(平成9年法律第123号)第5条第3項において、都道府県に対し、介護サービス事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組が促進されるよう助言及び援助を行うよう務めることが求められており、国の介護生産性向上推進総合事業実施要綱に基づき、県内の介護現場の課題に即した対応方針や計画を有識者等で構成する「岡山県介護現場革新会議」において計画し、相談や必要な支援等を行うことにより、介護現場の生産性向上や人材確保の取組を推進させ、介護サービスの質の向上を図ることを目的とする。

2 業務の内容

委託する業務は次のとおりとし、疑義が生じた場合は県と協議を行い、県の指示を受けるものとする。

I 岡山県介護現場革新会議の開催

県において、介護現場における生産性向上の取組を推進するため設置する岡山県介護生産性向上総合相談センターの運営にあたり、介護関係団体等の構成員から総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、岡山県介護現場革新会議を開催する。

会議の開催は年2回とし、構成員への連絡調整、開催会場の確保、会議資料の作成等の事務を行う。

II 岡山県介護生産性向上総合相談センターの運営

(1) 介護生産性向上に関する相談支援の実施

ア 生産性向上・人材確保の取組等に関する相談への対応を行い、必要に応じて関係機関と連携し、課題解決に向けた支援を行う。

イ 生産性向上の取組の普及を目的とした研修会等を年2回以上開催する。

ウ 生産性向上に取り組む介護事業所に対し、専門家を個別に派遣し、助言等の支援を行う。

エ 生産性向上の取組に係る伴走支援及び地域のモデル事業所の育成を行う。

オ その他必要な事業を実施する。

(2) 介護テクノロジーの定着及び活用に関する支援の実施

- ア 介護ロボット・ICT等の導入及び活用に関する個別相談に対応する。
- イ 介護ロボット・ICT等の出張展示を年2回以上実施する。
- ウ 介護ロボット・ICT等の試用貸出を行う。
- エ 介護ロボット等の導入に係る伴走支援及び地域のモデル事業所の育成を行う。
- オ その他必要な事業を実施する。

(3) 介護サービスの質の向上に関する取組の推進

- ア 関係機関との連携を行う。
- イ その他必要な事業を実施する。

(4) センターの広報、関連情報の収集及び提供

- ア 岡山県介護生産性向上総合相談支援センターの認知度向上のため、実施事業等をホームページ等で広報する。
- イ 生産性向上の取組に係る好事例及びモデル事業所の取組事例等を提供する。
- ウ 生産性向上に関連する情報の収集及び介護事業所への提供を行う。
- エ その他必要な事業を実施する。

(5) 介護ロボット・ICT導入等の支援

- ア 岡山県介護テクノロジー定着支援事業を活用する事業者からの業務改善計画の作成等に関する相談に対応する。
- イ 申請受付や書類審査等を行う。
- ウ その他必要な事業を実施する。

3 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

4 その他

委託業務の実施にあたり、必要な事項について協議、調整に応じること。